

議案第 4 9 号

山都町国民健康保険条例の一部改正について

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間において新型コロナウイルス感染症に感染した山都町国民健康保険の被保険者が療養のために労務に服することができない場合において当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して傷病手当金を支給する旨を規定している山都町国民健康保険条例（平成 1 7 年山都町条例第 1 0 0 号）について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律 1 9 2 号）第 1 1 0 条の規定により入院継続の最長特例の期限の日から起算して 2 年を経過する日が到来した場合において当該支給を受ける権利が時効によって消滅することになるため、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険条例（平成 17 年山都町条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出し及び同条から第 10 条までを削り、第 11 条を第 8 条とし、第 12 条を第 9 条とする。

第 13 条中「第 11 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 14 条から第 18 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 11 月 8 日から施行する。

山都町国民健康保険条例(平成17年条例第100号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下この条から第10条までにおいて同じ。))の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> <u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。))の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。))とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切</u>	

り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。))を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(保健事業)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 被保険者でない者に第11条の保健事業を利用させる場合におけ

(保健事業)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 被保険者でない者に第8条の保健事業を利用させる場合におけ

る利用料については、別に定める。 (国民健康保険税) <u>第14条</u> (略) (罰則) <u>第15条</u> (略) <u>第16条</u> (略) <u>第17条</u> (略) <u>第18条</u> (略)	る利用料については、別に定める。 (国民健康保険税) <u>第11条</u> (略) (罰則) <u>第12条</u> (略) <u>第13条</u> (略) <u>第14条</u> (略) <u>第15条</u> (略)
--	--

【制度の概要】 国民健康保険新型コロナウイルス感染症傷病手当金とは

1 制度の目的

- ・ コロナ感染で仕事を休んだ人の**生活を保障**するため
- ・ 生活のため無理に出勤するのを防ぎ、**感染拡大を抑える**ため

2 対象者

国民健康保険に加入している**被用者（パート・アルバイトなど）**

※給与の支払いを受けている人が対象（個人事業主は原則対象外）

3 特例措置としての位置づけ

本来、国保には会社員の健康保険（社保）のような傷病手当金はないため、コロナ禍における「**国が全額費用を出す特別調整交付金での臨時制度**」として創設された。

「条例を制定し支給することができる」とする**任意給付**である。

【給付のルール】支給される条件と「4日目から」の理由

1 支給の基本条件

- ① 療養のため仕事に就けず、給与が支払われない（または減額された）こと
- ② 連続して休んだ日が**4日以上**であること

2 なぜ「4日目から」なのか？（3日間の待機期間の理由）

短期欠勤との区別: 数日程度の風邪や一時的な体調不良は、本来の「生活困窮リスク」とはみなさないため

財源の集中: 限られた財源を、大病や隔離などで本当に長期の生活補償が必要な人へ集中させるため

事務のパンク防止: 短い欠勤まで全て対象にすると、申請と審査が膨大になり行政の業務が麻痺するため

※健康保険法で定められた**公的医療保険の大原則（共通ルール）**をそのまま適用

3 支給額の計算式

「**直近3箇月の平均日給 × 2/3**」を休んだ日数分（4日目以降）支給

【期間と時効】いつまで適用され、いつ時効になるのか

1 対象となる感染期間

令和2年1月1日 ～ **令和5年5月7日**（5類移行の前日まで）

2 支給期間と時効の仕組み

支給期間：原則は療養期間中。ただし入院等が継続する場合は**最長1年6箇月**

請求権の時効：休んだ日（あるいは療養終了日）の翌日から**2年間**

3 最終的な「時効成立日」の計算

原則（自宅療養など） 令和5年5月7日に感染（4日以上療養） ➡ 時効は令和7年5月に成立済

最長特例（入院継続） 令和5年5月7日から最長1年6箇月入院（令和6年11月7日まで療養） ➡ 2年間の時効は令和8年11月8日に成立

※**令和8年11月8日**をもって、すべての対象者の請求権が完全に消滅します。

≪ 支給実績 ≫

令和3年度	2名	17日分	支給額	79,780円
令和4年度	5名	42日分	支給額	146,784円

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 2 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられた後の
新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、ご案内のとおり、令和 5 年 4 月 27 日の第 75 回厚生科学審議会感染症部会の下承を得て、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされたところです。

これを受けて、令和 5 年 5 月 8 日から、同日以降の新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告の取扱いを下記のとおりとしますので、各自治体におかれましては、貴管下の地方衛生研究所等へも周知の上、取扱いについて、遺漏無きようよろしくお願いいたします。

記

1 地方衛生研究所及び保健所における検査実績等の日次報告について

地方衛生研究所及び保健所における新型コロナウイルス感染症の検査数等については、「新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告について（協力依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡及び令和 2 年 3 月 5 日付け当本部事務連絡）に基づき、次の内容について、当省が運用する「アンケートシステム（WEBCAS）」を用いて報告をいただいていたところですが、これらについては、令和 5 年 5 月 8 日の国への報告分をもって、これを廃止することとします。

（1）検査機器を用いた検査分析件数関係（調査 ID：6464）

地方衛生研究所又は保健所における PCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）の機器を用いた検査分析の結果が判明した件数の各施設ごとの「検査分析日」に基づいた報告

(2) 検体採取人数関係（調査 ID：6456）

地方衛生研究所又は保健所における PCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）、抗原定量検査又は抗原定性検査（簡易キット）のいずれかの検査を目的とした検体を採取した人数の各施設ごとの「検体採取日」に基づく報告

2 留意事項

- (1) 上記の 1 の (1) 及び (2) の両報告については、令和 5 年 5 月 8 日（月）に、国において集計を行い、翌日に、最後の公表を実施する予定ですので、従前の検査実績の修正等については、令和 5 年 5 月 8 日（月）の午後 1 時までに、WEBCAS に入力して下さい。
- (2) 医療機関が検査機器を用いて分析した PCR 検査等の検査分析件数の実績については、「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」により、国が一括して把握していたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和 5 年 4 月 20 日付け当本部事務連絡）の記の 1 の (1) 及び (2) のとおり、令和 5 年 5 月 8 日（月）から当面の間、医療機関による G-MIS への入力により、検査分析件数に替えて、「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の把握を継続して実施します。
- (3) 民間の衛生検査所・衛生検査機関が検査機器を用いて分析した PCR 検査等の検査分析件数の実績については、各自治体を經由せずに、国が一括して把握していたところですが、これについても、令和 5 年 5 月 8 日の国への報告分をもって、把握を終了します。

以上

本件連絡先 厚生労働省新型コロナウイルス 感染症対策推進本部 検査班 TEL 03-5253-1111(内)8345 直通 03-3595-3286 corona-test@mhlw.go.jp
--

○「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について

(令和5年4月28日)

(事務連絡)

(地方厚生(支)局・全国健康保険協会・健康保険組合・健康保険組合連合会あて厚生労働省保険局保険課通知)

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」(令和2年3月6日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)別紙「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」(令和2年5月15日、令和4年6月24日及び令和4年8月9日一部改訂。以下「Q&A」という。)をお示ししていたところです。

このうち、「「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について」(令和4年8月9日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)において、感染急拡大に対応した当面の間の運用としてお示しした傷病手当金の支給申請に係る臨時的な取扱いについては、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえて終了することとし、別紙のとおりQ&Aを改訂し、令和5年5月8日から適用することとしましたので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。なお、今後、新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の位置付けの変更後の状況等を踏まえ、Q&Aの取扱いについて改めてお知らせする予定であることを申し添えます。

別紙

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」(令和2年3月6日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)別紙「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」について、以下の(※)を削除し、令和5年5月8日以降に受け付けた傷病手当金の支給申請(支給申請期間が同日前であるものを除く。)においては、医師の意見書の添付が必要であるものとする。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」(令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等を踏まえ、医師の意見書の取扱いに関し、Q4の一部を改正するとともに、Q5及びQ11からQ15までを削除する。

(※)新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けたものについて、当面の間、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給における臨時的な取扱いとして、以下の運用とする。

- ・ 傷病手当金の支給申請に際し、医師の意見書の添付は不要とし、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとすること。
- ・ Q4、Q5、Q11、Q14及びQ15にかかわらず、医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合であっても、支給申請書にその旨を記載することは不要であること。

[参考：改訂後全文]

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A

Q1 被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 被保険者が業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、他の疾病に罹患している場合と同様に、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額(※)を、傷病手当金として支給することとなる。

(※)被保険者期間が12ヶ月に満たない者については、①当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額、又は②当該被保険者の属する保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか低い額が算定の基礎となる。

Q2 被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q3 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q4 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、労務に服することができなかった期間に該当するのか。

A 従前より、医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となり得ることとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安としては、当初、

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

のいずれかに該当することが示されていた。

今般、当該相談・受診の目安が見直され、

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・ 重症化しやすい方（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

のいずれかに該当する場合に「帰国者・接触者相談センター」等に相談する旨が示されている（なお、これらに該当しない場合の相談も可能とされている。）。

このように、相談・受診の目安として、引き続き、一定の症状の継続が含まれていることから、発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかった期間に該当することとなる。

Q5 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して4日目に医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているために労務不能と判断された場合には、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q6 事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

なお、法律等に基づかない使用者の独自の判断により、一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされている。

Q7 本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

Q8 被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の療養のため、労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q9 被保険者は検査を実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等において、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断されたため、当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。